

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20		府省庁名 <u>国土交通省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	住宅以外の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の課税標準を対象とする。 ・ 特例措置の内容 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において、次に掲げるすべての要件を満たす非住宅家屋を新築した場合において、当該家屋に係る不動産取得税の課税標準について1/10を控除する。 <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる用途が事務所、店舗等の業務用・商業用（性風俗営業用を除く。）の下記に掲げるものであること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>①事務所②店舗③ホテル又は旅館④料理店⑤駐車場（自転車駐車場を含む。）⑥病院又は診療所⑦会館又は公会堂⑧展示場、劇場又は映画館⑨遊技場⑩公衆浴場⑪学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ⑫スポーツ施設（トレーニングセンター、体育館、プール及びこれらに付属する施設）</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地面積が500㎡以上であること ・ 地上階数が3以上であること ・ 耐火建築物又はこれに準ずる建築物であること 		
関係条文	地方税法附則第11条第30項 □		
要望理由	<p>昨年のいわゆるサブプライム問題を端緒とする世界的な経済危機を背景に企業の設備投資意欲や地域経済は冷え込んでいる。こうした中、都市再生の拠点となる地区や駅前商店街等中心市街地において、優良な非住宅家屋の整備を支援することは、低・未利用地の有効活用や都市機能の維持・増進を通じた地域の活性化に大きく寄与するとともに、低迷している不動産取引の活性化、定住人口・交流人口の増加などによる地域経済の活性化につながると期待できる。</p> <p>このため、都市機能の維持・増進に資する優良な非住宅家屋の整備について、税制上の特例措置を講ずることにより、その促進を図ることが必要である。</p>		
減収見込額	—	—	(単位：百万円)
地方税以外の措置	既存	・ 国税	・ 融資、補助金その他
	22年度の要望	・ 国税	・ 融資、補助金その他
過去の要望経緯	平成20年度 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設。		
本要望に対応する縮減案			